

## 新型コロナウイルス感染症の「5類」移行に伴う患者様の 医療費自己負担の変更について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが現在の「2類相当」から「5類」に移行されます。

移行に伴い、患者様の医療費は原則自己負担となります。

### 5月7日まで

検査費	自己負担なし
-----	--------

診療費	陽性判明後の療養期間中の治療は自己負担なし
-----	-----------------------

入院費	自己負担なし
-----	--------

### 5月8日～9月末まで

保険診療にて1～3割の自己負担あり
-------------------



・保険診療にて1～3割の自己負担あり
・ただし新型コロナウイルス感染症に対する治療薬(ラゲブリオ等)のみ令和5年9月末まで公費対応

・保険診療にて1～3割の自己負担あり
・ただし高額療養費申請者に対し、自己負担上限額から2万円の減額の措置あり(2万円未満の場合はその額)

新型コロナウイルス感染症の位置づけは変わりますが、新型コロナウイルス感染症の特性が変わるわけではありません。

そのため風邪症状での受診ご希望の際はご連絡をいただき、マスク着用の上、来院していただきますようご協力をお願いいたします。

令和5年5月8日  
関越病院 医事課